

国土入企第52号
令和2年2月25日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明しました。また本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。つきましては、貴職におかれては、当該基本方針に則った対策を講じていただくことに加え、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

併せて、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようお願いいたします。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での今後の対応等に応じ、下記事項を含め、更新・具体化などの必要がある場合には、改めて通知させていただきますのでご留意ください。

また、各都道府県におかれては、被害の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

記

1. 貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村（以下、単に「貴都道府県等」という。）におかれましては、公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく願います。

2. また、貴都道府県等の発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。

4. 公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記3. 及び4. の措置を講じるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるようご留意願います。

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。
毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



- ・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。
- ・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

